

継続

原議保存期間	3年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 暴 発 第 1 1 7 号
平 成 3 1 年 3 月 1 9 日
警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部
暴 力 団 対 策 課 長

除染等の事業からの暴力団排除の推進について（通達）

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「特措法」という。）に基づく除染等の事業からの暴力団排除の推進については、環境省と協議の上、下記のとおり運用することとしたので、各都道府県警察においては、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 除染等の事業

特措法に基づき実施される次の事業をいう。

(1) 対策地域内廃棄物の処理の事業（特措法第15条）

汚染廃棄物対策地域とは、汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域を指定する件（平成23年環境省告示第106号）により指定された地域をいい、同地域内にある廃棄物（当該廃棄物が同地域外へ搬出された場合にあつては当該搬出された廃棄物を含み、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「特措法規則」という。）第3条に定める廃棄物を除く。）を処理（収集、運搬、保管及び処分をいう。以下同じ。）する事業がこれに当たる。

(2) 指定廃棄物の処理の事業（特措法第19条）

指定廃棄物とは、事故由来放射性物質であるセシウム134・セシウム137の放射能濃度の合計が8,000ベクレル毎キログラムを超える廃棄物として環境大臣の指定を受けたものをいい、その処理を行う事業がこれに当たる。

(3) 除染特別地域に係る土壌等の除染等の措置の事業（特措法第30条）

除染特別地域とは、福島県の「警戒区域」及び「計画的避難区域」の範囲内をいい、土壌等の除染等の措置とは、事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置をいう。

(4) 除染特別地域に係る除去土壌の処理の事業（特措法第30条）

除去土壌とは、土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌をいい、除染特別地域内において、除去土壌の処理を行う事業がこれに当たる。

(5) 除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置の事業（特措法第38条）

除染実施区域とは、別添1の地方公共団体によって策定される除染実施計画に定められた区域をいい、同区域内において、土壌等の除染等の措置を行う事業がこれに当たる。

同事業は、国が管理する土地は国（環境省等）が、都道府県が管理する土地は都道府県が、独立行政法人が管理する土地は当該独立行政法人が、市町村が管理する土地及びその他の土地は市町村がそれぞれ発注する。ただし、土地の所有者等が自ら行うことを市町村と合意した場合を除く。

(6) 除染実施区域に係る除去土壌の処理の事業（特措法第38条）

除染実施区域において、除去土壌の処理を行う事業がこれに当たる。発注者は、上記(5)と同様である。

2 特措法規則における暴力団排除条項

除染等の事業の委託基準について、特措法規則第59条第2号トからヲにおいて、次のように暴力団排除条項が規定されており、そのいずれかに該当する者は、事業を受託できない。また、同条第9号において、委託契約には、事業の受託者が欠格要件に該当することとなったときは、当該委託契約を解除することができる旨の条項を含めることと規定されている。

ト 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

※ 環境省は、この要件に該当する者について、次の解釈を示している。

○ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団員を利用している者

○ 暴力団員に対し、自発的に資金等を供給し、又は便宜供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者

○ その他これらと同程度以上に的確な業務の遂行を期待し得ないと認められる者

リ 未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がト又はチのいずれかに該当する者

ヌ 法人でその役員又は特定使用人（本店、支店、継続的に業務を行うことができる施設を有し業に係る契約を締結する権限を有する者を置く場所の代表者である使用人）のうちにト又はチのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で特定使用人のうちにト又はチのいずれかに該当する者のあるもの

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※ 環境省は、この要件に該当する者について、次の解釈を示している。

○ 暴力団員等の親族又は暴力団・暴力団員と密接な関係を有する者が役員等である場合

○ 暴力団員等の親族又は暴力団・暴力団員と密接な関係を有する者が多額の出資・融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有している者

○ 暴力団員等に対し、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を行

っている者

○ 暴力団員等と、売買、請負、委任その他の多額の有償契約を締結している者

3 公共事業からの暴力団排除の枠組みの運用

前記1(1)から(6)の各事業（以下「除染等の事業」という。）は、公共事業でもあることから、事業を発注する国、各都道府県又は市町村における公共事業からの暴力団排除の枠組みが適用される。

国が除染等の事業を発注する場合は、前記2と併せ、警察庁と環境省との合意により、「暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」及び「契約の相手方として不適当な行為をする者」が排除対象者となる（「環境省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進について」（平成24年5月15日警察庁丁暴発第153号。以下「合意通達」という。）参照）。

※ 警察庁と環境省は、「暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」及び「契約の相手方として不適当な行為をする者」について、次のとおり合意している。

○ 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

○ 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

○ 「契約の相手方として不適当な行為をする者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

同様に、都道府県又は市町村が除染等の事業を発注する場合は、前記2と併せ、当該地方公共団体において整備している公共事業からの暴力団排除に関する規定による。

よって、公共事業からの暴力団排除に関する規定が未整備の地方公共団体が除染等の事業を発注する場合の排除対象者は、前記2に限られることとなる。

4 発注機関からの照会手続

(1) 国発注の場合

国の契約担当者は、入札者等（入札に参加しようとする者又は随意契約の相手方になろうとする者）、既に契約を締結した相手方、下請負人等（下請負人（下請負人が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに契約の相手方、下請負人又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）になろうとする者又は下請負人等について、排除対象者か否かを確認するため必要があるときは、その所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、照会書（別添2）により照会する。

照会を受けた暴力団対策主管課長は、発注機関が定める排除対象者の範囲を十分確認の上、速やかに該当性の有無を調査し、回答すること。

回答は、合意通達に添付された回答書を用いること。

(2) 地方公共団体及び独立行政法人発注の場合

都道府県警察と地方公共団体又は独立行政法人との間において、公共事業からの暴力団排除の推進に関する合意（以下単に「合意」という。）が締結されている場合は、合意に基づく手続により照会がなされる。

合意がない場合においても、地方公共団体の契約担当者から、その所在地を管轄する暴力団対策主管課長（市町村の場合は、所在地を管轄する警察署長）に対し、照会がなされる。

照会は、いずれも照会書（別添3）が用いられる。

照会を受けた暴力団対策主管課長又は警察署長は、上記(1)同様、回答すること。

回答は、合意がある場合は、合意に基づく回答様式を用いることとし、合意がない場合は、適宜の方法によること。

5 発注機関への通知

各都道府県警察において、除染等の事業の排除対象に該当する者が、除染等の事業に介入し、又は介入しようとしていることを把握した場合は、該当する発注機関に対し、その旨を通知し、排除要請を行うこと。

通知は、合意がある場合は、それに基づく方法により行い、合意がない場合は、適宜の方法によること。

通知先が不明の場合は、当課において環境省と調整を行うので、当課に連絡すること。

6 不当介入を受けた場合の措置

不当介入を受けた旨の通報を受理したときは、その内容に応じて、通報者に対し、対処要領を教示するとともに、迅速かつ確実な取締り、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく行政命令の発出等の措置を講ずるとともに、通報者を始めとする関係者の保護に万全を期すること。

7 保護措置等

上記6のほか、排除措置を講じる場合においては、関係者の保護に万全を期し、情勢によっては、「保護対策実施要綱の制定について」（平成23年12月22日付け警察庁乙刑発第11号ほか）に基づく保護対策を実施すること。

8 罰則規定

特措法は、以下の行為を禁止し、これに違反した場合には、罰則規定（特措法第60条）が設けられている。

よって、暴力団員等によるこれら不法事案を認知したときは、生活安全部門と連携の上、積極的に事件化を図ること。

- (1) 特定廃棄物（対策地域内廃棄物又は指定廃棄物をいう。）又は除去土壌をみだりに捨てること（特措法第46条）
- (2) 国・国の委託を受けた者その他特措法規則第61条に定める者以外の者が焼却すること（同法第47条）
- (3) 国・国の委託を受けた者その他特措法規則第62条に定める以外の者が特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業として行うこと（同法第48条第1項）
- (4) 国、都道府県、市町村、特措法第35条第1項第4号の環境省令で定める者（それらの者から委託を受けて収集等を行う者を含む。）その他特措法規則第63条に定める以外の者が除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を業として行うこと（同法第48条第2項）

9 質疑等

除染等の事業からの暴力団排除に関する質疑は、下記担当者宛て行うこと。

担当者

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課

課長補佐 多田 警視 800-4551

課長補佐 阿部 警視 800-4557

暴排係長 小林 警部 800-4564

【継続措置状況】

初回発出日：平成24年5月23日

（有効期間：平成31年3月31日）

別添1 汚染状況重点調査地域（104市町村）

岩手県（3）	一関市、奥州市及び平泉町の全域
宮城県（9）	石巻市、白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、亶理町及び山元町の全域
福島県（41）	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町及び新地町の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち警戒区域又は計画的避難区域である区域を除く区域
茨城県（20）	日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、鉾田市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町及び利根町の全域
栃木県（8）	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町及び那須町の全域
群馬県（12）	桐生市、沼田市、渋川市、安中市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村及びみなかみ町の全域
埼玉県（2）	三郷市及び吉川市の全域
千葉県（9）	松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市の全域

文 書 番 号
平成 年 月 日

〇〇県警察本部暴力団対策主管課長 殿

(契約担当官等) 官職・氏名 印

特定廃棄物及び除去土壌の処理並びに土壌等の除染等の措置の事業に関する
排除対象者照会書

下記の者について、「環境省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」に規定する排除対象者、又は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号）第59条第2号トからヲまでに掲げる者に該当するか否か照会します。

記

商号又は氏名			
所在地			
役職名	(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所
備考			

参考 1

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成 23 年環境省令第 33 号) (抄)

(土壌等の除染等の措置等の委託の基準)

第五十九条 法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定による委託の基準は、次のとおりとする。

一 略

二 受託者が次のいずれにも該当しない者であること。

イ～ヘ 略

ト 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は特定使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で特定使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※ なお、「役員」については、第 59 条第 2 号ニにおいて、「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。」と規定されている。

参考 2

放射性物質汚染対処特措法施行規則に規定する欠格要件における排除対象者について

放射性物質汚染対処特措法施行規則（平成 23 年環境省令 33 号）第 59 条第 2 号トからヲまでに規定する欠格要件において、「環境省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」（警察庁丁暴発第 272 号・環境会発第 111227003 号）別紙 1 に掲げる排除対象者以外に排除すべき対象者（暴力団又は暴力団員に係るものに限る。）は、以下のとおり。

- (1) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (2) 未成年者でその法定代理人が次のいずれかに該当するもの
 - ① 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - ② その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者（例えば、次に掲げる者をいう。）
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ロ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- (3) 個人で特定使用人（本店、支店又は継続的に業務を行うことができる施設を有し廃棄物・汚染土壌の処理の業に係る契約を締結する権限を有する者を置く場所の代表者である使用人をいう。以下同じ。）のうちに暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者のあるもの
- (4) 法人でその役員又は特定使用人のうちに暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者のあるもの
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配する者（例えば、次に掲げる者をいう。）
 - ① 暴力団員等が自己又は他人の名義で多額の出資をし、これを背景として事業活動に相当の影響力を及ぼしている者
 - ② 融資関係、人的派遣関係、取引関係等を通じて、結果的に暴力団員等が事業活動に相当程度の影響力を有するに至っている者
 - ③ 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が役員等である者
 - ④ 暴力団員等の親族又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有している者
 - ⑤ 暴力団員等に対し、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を行っている者
 - ⑥ 暴力団員等と、売買、請負、委任その他の多額の有償契約を締結している者

文 書 番 号
平成 年 月 日

〇〇県警察本部暴力団対策主管課長 殿

(契約担当者等) 役職・氏名 印

土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理の事業に関する
排除対象者照会書

下記の者について、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号）第59条第2号トからヲまでに掲げる者に該当するか否か照会します。

記

商号又は氏名			
所在地			
役職名	(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所
備考			

参考

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成 23 年環境省令第 33 号) (抄)

(土壌等の除染等の措置等の委託の基準)

第五十九条 法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定による委託の基準は、次のとおりとする。

一 略

二 受託者が次のいずれにも該当しない者であること。

イ～ヘ 略

ト 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は特定使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で特定使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヲ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※ なお、「役員」については、第 59 条第 2 号ニにおいて、「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。」と規定されている。

文 書 番 号
平成 年 月 日

〇〇県警察本部暴力団対策主管課長 殿

(契約担当官等) 官職・氏名 印

特定廃棄物及び除去土壌の処理並びに土壌等の除染等の措置の事業に関する
排除対象者照会書

下記の者について、「環境省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」に規定する排除対象者、又は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号）第59条第2号トからヲまでに掲げる者に該当するか否か照会します。

記

商号又は氏名			
所在地			
役職名	(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所
備考			

参考 1

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成 23 年環境省令第 33 号) (抄)

(土壌等の除染等の措置等の委託の基準)

第五十九条 法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定による委託の基準は、次のとおりとする。

一 略

二 受託者が次のいずれにも該当しない者であること。

イ～ヘ 略

ト 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は特定使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で特定使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヲ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※ なお、「役員」については、第 59 条第 2 号ニにおいて、「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。」と規定されている。

参考 2

放射性物質汚染対処特措法施行規則に規定する欠格要件における排除対象者について

放射性物質汚染対処特措法施行規則（平成 23 年環境省令 33 号）第 59 条第 2 号トからヲまでに規定する欠格要件において、「環境省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」（警察庁丁暴発第 272 号・環境会発第 111227003 号）別紙 1 に掲げる排除対象者以外に排除すべき対象者（暴力団又は暴力団員に係るものに限る。）は、以下のとおり。

- (1) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (2) 未成年者でその法定代理人が次のいずれかに該当するもの
 - ① 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - ② その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者（例えば、次に掲げる者をいう。）
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ロ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- (3) 個人で特定使用人（本店、支店又は継続的に業務を行うことができる施設を有し廃棄物・汚染土壌の処理の業に係る契約を締結する権限を有する者を置く場所の代表者である使用人をいう。以下同じ。）のうちに暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者のあるもの
- (4) 法人でその役員又は特定使用人のうちに暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者のあるもの
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配する者（例えば、次に掲げる者をいう。）
 - ① 暴力団員等が自己又は他人の名義で多額の出資をし、これを背景として事業活動に相当の影響力を及ぼしている者
 - ② 融資関係、人的派遣関係、取引関係等を通じて、結果的に暴力団員等が事業活動に相当程度の影響力を有するに至っている者
 - ③ 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が役員等である者
 - ④ 暴力団員等の親族又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有している者
 - ⑤ 暴力団員等に対し、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を行っている者
 - ⑥ 暴力団員等と、売買、請負、委任その他の多額の有償契約を締結している者

文 書 番 号
平成 年 月 日

〇〇県警察本部暴力団対策主管課長 殿

(契約担当者等) 役職・氏名 印

土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理の事業に関する
排除対象者照会書

下記の者について、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号）第59条第2号トからヲまでに掲げる者に該当するか否か照会します。

記

商号又は氏名			
所在地			
役職名	(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所
備考			

参考

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成 23 年環境省令第 33 号) (抄)

(土壌等の除染等の措置等の委託の基準)

第五十九条 法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定による委託の基準は、次のとおりとする。

一 略

二 受託者が次のいずれにも該当しない者であること。

イ～ヘ 略

ト 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は特定使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で特定使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヲ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※ なお、「役員」については、第 59 条第 2 号ニにおいて、「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。」と規定されている。